

2 先進事例調査

2.1 専修学校における事例

2.1.1 私立専門学校等評価研究機構による事例

大学等と異なり、専修学校には第三者評価を受審する義務はない。しかし、大学等以外に対する第三者評価のニーズが高まりつつある現在、本格的な評価機関による第三者評価を受審すること自体、先進的であるといつてよい。以上の考えから、先進事例として、まず、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構(以下、「評価機構」)による第三者評価を受審した学校を紹介したい。

評価機構による第三者評価は平成 19 年度から始まり、今年度終了時点でちょうど 5 年が経過する。この間、第三者評価を受けた学校は、右表のとおりである。

これら 18 校が現在、第三者評価を受審したという情報をどのように公表しているか、各校の Web サイトを調査した。以下は個別の結果である。

1) 東京栄養食糧専門学校(19年度)

ホームページに「第三者評価結果」のバナーリンクを用意し、そこをクリックすることにより、第三者評価の結果等を専用的に閲覧できるページ(次図)にナビゲートしている。

表 評価機構による第三者評価を受審した学校

年度	学校
19年度 (8校)	東京栄養食糧専門学校 東京スポーツ・レクリエーション専門学校 東京YMCA医療福祉専門学校 日本電子専門学校 日本リハビリテーション専門学校 ホスピタリティ ツーリズム専門学校 臨床福祉専門学校 島根リハビリテーション学院
20年度 (3校)	専門学校神田外語学院 東京医薬専門学校 東京福祉専門学校
21年度 (5校)	東京コミュニケーションアート専門学校 日体柔整専門学校 早稲田速記医療福祉専門学校 大阪スクールオブミュージック専門学校 福岡コミュニケーションアート専門学校
22年度 (2校)	札幌ベルエポック製菓調理専門学校 ハリウッドビューティー専門学校



<http://www.shokuryo.ac.jp/dietitian/hyouka.html> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

2) 東京スポーツ・レクリエーション専門学校(19年度)

ホームページに「第三者評価」に関するバナーリンクを用意し、そこをクリックすることにより、第三者評価の結果等を専用的に閲覧できるページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.tsr.ac.jp/evaluate.html> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

3) 東京YMCA医療福祉専門学校(19年度)

「情報公開」を専用に扱うページ(次図)を用意し、ホームページに「情報公開」のリンクを設定してそのページにナビゲートしている。その上で、「第三者評価結果」を公表することも情報公開のひとつとして位置づけている。



<http://tokyo.ymca.or.jp/iryofukushi/disclosure.html> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

4) 日本電子専門学校(19年度)

ホームページにある「本校について」を構成するメニューの中に「第三者評価」を配置し、第三者評価結果等を閲覧できる専用のページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.jec.ac.jp/school-outline/third-party-evaluation/>(平成 24 年 2 月 6 日確認)

5) 日本リハビリテーション専門学校(19年度)

評価機構による第三者評価を受審したことに関するページは、現在 Web サイト上に存在しない。

6) ホスピタリティー ツーリズム専門学校(19年度)

ホームページ(次図)の右下に、評価機構の第三者評価を受審済であることを示すマークを表示している。



<http://traial.jp/index.html> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

7) 臨床福祉専門学校(19年度)

ホームページにある「学校紹介」を構成するメニューの中に「第三者評価・評価報告」メニューを配置し、第三者評価結果等を閲覧できる専用のページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.rinsho.jp/school/third-party.html> (平成24年2月6日確認)

8) 島根リハビリテーション学院(19年度)

ホームページに「私立専門学校等評価研究機構 第三者評価報告書」というバナーを配置し、第三者評価結果等を閲覧できる専用のページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.shima-reha.com/index.php?view=4511> (平成24年2月6日確認)

9) 専門学校神田外語学院(20年度)

どのページでも表示されるメニュー(画面左側にある)の下部に、評価機構の第三者評価を受審済であることを示すマークを表示している。



<http://www.kandagaigo.ac.jp/kifl/index.html> (平成24年2月6日確認)

10) 東京医薬専門学校(20年度)

ホームページに、評価機構の第三者評価を受審済であることを示すマークを表示し、これをバナーとしてリン

クすることにより、第三者評価結果等を閲覧できる専用のページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.tcm.ac.jp/school/daisanshahyouka.html> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

11) 東京福祉専門学校(20 年度)

ホームページ(次図)をはじめとした各所のページに、評価機構の第三者評価を受審済であることを示すマークを表示している。



<http://www.tew.ac.jp/> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

12) 東京コミュニケーションアート専門学校(21 年度)

評価機構による第三者評価を受審したことにに関するページは、現在 Web サイト上に存在しない。

13) 日体柔整専門学校(21 年度)

ホームページにある「第三者評価事業の本校評価結果を発表」というバナーをクリックすることで、第三者評価の受審に関する専用のページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.nittai-j.ac.jp/n/柔道整復師養成学校として全国で初めて第三者評柔道整復師養成学校として全国で初めて第三者評.html>

(平成 24 年 2 月 6 日確認)

14) 早稲田速記医療福祉専門学校(21 年度)

ホームページ(次図)に、評価機構の第三者評価を受審済であることを示すマークを表示している。



<http://www.wasedasokki.jp/index.html> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

15) 大阪スクールオブミュージック専門学校(21 年度)

評価機構による第三者評価を受審したことに関するページは、現在 Web サイト上に存在しない。

16) 福岡コミュニケーションアート専門学校(21 年度)

ホームページに、評価機構の第三者評価を受審済であることを示すマークを表示し、これをバナーとしてクリックすることで、第三者評価の受審に関する専用のページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.fca.ac.jp/information/hyoka/index.html> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

17) 札幌ベルエポック製菓調理専門学校(22 年度)

ホームページに、評価機構の第三者評価を受審済であることを示すマークを表示し、これをバナーとしてクリックすることで、第三者評価の受審に関する専用のページ(次図)にナビゲートしている。



<http://www.foods.belle.ac.jp/evaluate> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

18) ハリウッドビューティー専門学校(22 年度)

「学校の特徴」を列挙して紹介するページの中で、「第三者評価機関から高い評価を受けた」ことを紹介している。



<http://www.hollywood.ac.jp/feature/> (平成 24 年 2 月 6 日確認)

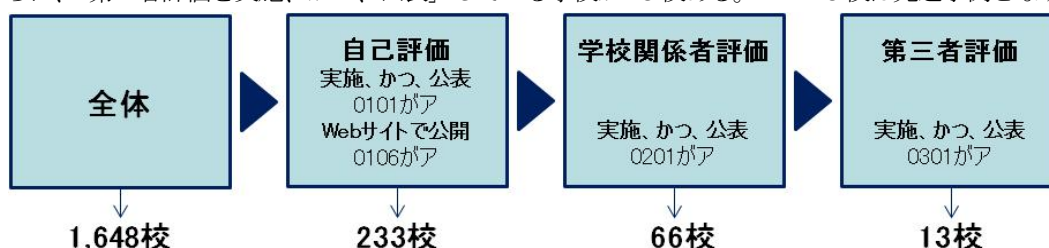
以上のとおり、第三者評価を受審した学校の多くは、Web サイトを活用してそのことを紹介している。

とりわけ、日本電子専門学校、東京 YMCA 医療福祉専門学校の両校は、第三者評価を受審した背景、経緯、様子、成果などを、専修学校教育振興会や評価機構が実施する研修会等において広く公表している⁸。

2.1.2 アンケート調査に見られる先進事例の可能性

○学校評価に関する先進事例

アンケート調査対象校全 1,648 校のうち、「自己評価を実施、かつ、公表」であり「Web サイトで公開」している学校が 233 校ある。その 233 校のうち、「学校関係者評価を実施、かつ、公表」している学校が 66 校、そのうちさらに、「第三者評価を実施、かつ、公表」している学校が 13 校ある。この 13 校は先進事例となりうる。



○情報公開に関する先進事例

・高等課程の場合

情報公開している項目について、「Web サイトで公開している」との回答数が最も多かった「ア 学校の概要」は Web サイトで公開するのは「あたりまえ」と考え、各項目の「あたりまえの度合い」を表すウェイトを次のように設定する。(回答数が少ないほどウェイトが大きい)

記号	情報提供の対象項目	「Web サイト等により常に提供」の度数	ウェイト
ア	学校の概要(校長名・所在地・沿革・特色ある教育活動など)	329	1-329/329
イ	目標及び計画(教育目標・カリキュラム・教育指導計画など)	260	1-260/329
ウ	各学科(コース)等の教育(定員・入学者数・科目編成・資格取得状況など)	290	1-290/329
エ	生徒指導・生活指導(指導方針・取組み状況)	122	1-122/329
オ	キャリア教育(キャリア教育への取組状況)、就職指導	134	1-134/329
カ	他の教育活動(学校行事・部活動・家庭との連携)	211	1-211/329
キ	教職員(教職員数・教職員の組織活動)	85	1-85/329
ク	入学者選抜(入学者の受け入れ方針・選抜方法など)	249	1-249/329
ケ	生徒納付金(金額・納入時期)	254	1-254/329
コ	就学支援(就学支援金制度・奨学金制度など)	224	1-224/329
サ	学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)	22	1-22/329
シ	学校評価の実施状況(自己評価・学校関係者評価・第三者評価など)	29	1-29/329
ス	その他	3	対象外とする

⁸ 両校が講演会・研修会等で発表・報告した際の配布資料はフル版に掲載しているのでそちらを参照していただきたい。

各校のア～シの回答を「ウェイト」で重み付けして加算した値を100点満点に換算し、Webサイトを利用した総合的な情報公開度（Web情報公開度）とする。Web情報公開度が大きいほど情報公開が進んでいる。高等課程で、12項目のうち1項目以上Web情報公開している342校のWeb情報公開度の分布をみると、80点以上の先進的と見られる学校が18校ある。

Web情報公開度	学校数	累計
100	2	2
100未満 90以上	0	2
90未満 80以上	16	18
80未満 70以上	2	20
70未満 60以上	38	58
60未満 50以上	36	94
50未満 40以上	27	121
40未満 30以上	48	169
30未満 20以上	63	232
20未満 10以上	72	304
10未満	38	342

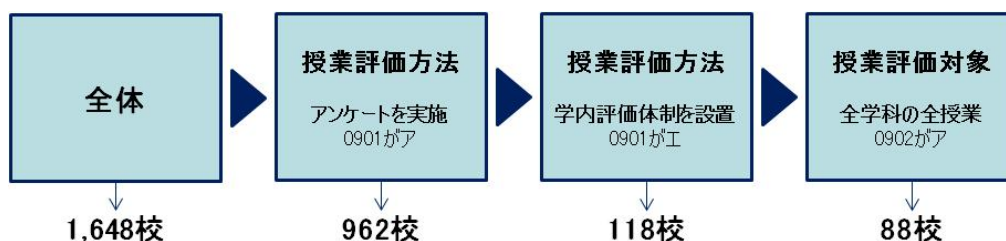
・専門課程

高等課程と同様にWeb情報公開度を調べた。専門課程で、12項目のうち1項目以上Web情報公開している1349校のWeb情報公開度の分布をみると、80点以上の先進的と見られる学校が34校ある。

Web情報公開度	学校数	累計
100	10	10
100未満 90以上	1	11
90未満 80以上	23	34
80未満 70以上	3	37
70未満 60以上	82	119
60未満 50以上	87	206
50未満 40以上	156	362
40未満 30以上	192	554
30未満 20以上	212	766
20未満 10以上	354	1120
10未満	229	1349

○授業評価に関する先進事例

アンケート調査対象校全1,648校のうち、「授業評価方法でアンケートを実施している学校が962校ある。その962校のうち、「授業評価方法で学内評価体制を設置」している学校が118校、そのうちさらに、「授業評価対象が全学科の全授業」である学校が88校ある。この88校は先進事例となりうる。



○都道府県が挙げた先進事例

先進事例として都道府県が挙げた学校数である。

都道府県名	自己評価	学校関係者評価	第三者評価	情報公開
長崎県	1			
群馬県	1	1	1	1
鹿児島県	1			
静岡県	1	1		
香川県	1			
和歌山県	1			

※群馬県が挙げた自己評価、学校関係者評価、第三者評価、情報公開の先進校は同一である。

静岡県が挙げた自己評価、学校関係者評価の先進校は同一である。

○関係団体が挙げた先進事例

先進事例として関係団体が挙げた学校数である。

関係団体名	自己評価	学校関係者評価	第三者評価	情報公開
社団法人埼玉県専修学校各種学校教育振興会			1	1
社団法人鹿児島県専修学校各種学校協会		3	6	
一般社団法人日本看護学校協議会	3			2
全国自動車大学校・整備専門学校協会		2		
社団法人岡山県専修学校各種学校振興会	5	5	1	2
社団法人富山県専修学校各種学校連合会			1	
社団法人山口県専修学校各種学校協会	2			
社団法人兵庫県専修学校各種学校連合会	2			1

2.2 都道府県における事例

2.2.1 学校評価を推進する取組み事例

「0211 専修学校の情報公開の推進に向けた研修会の実施状況について記入してください」の質問に対して回答した都道府県が実質的になかった。

また、「0301 専修学校の学校評価の実施を推進するためのインセンティブを設けていますか」に対して「設けている」はわずか2例であった。

一方で、個別の相談に対応する体制は多くの都道府県で用意されていたが、問われれば対応するというものであった。

2.3 関係団体等における事例

2.3.1 学校評価を推進する取組み事例

「0202 団体による専修学校の評価に対する取組み事例について記入してください」によって先進的取組事例を抽出することが目的であったが、特に新たな取り組みはなかった。定期的な研修を行っているという事例は、東京都専修学校各種学校協会と私立専門学校評価機構が実施しているもので、これは毎年実施しているものである。

他の取組みとしては、季刊誌で紹介する、不定期に研修を実施するなど、一般的な取組みの範囲内である。

3 意見聴取

3.1 意見聴取の方法

3.1.1 意見聴取の目的

当事業の最新のアンケート調査結果をもとに学校関係者・評価機関関係者・行政担当官等によるパネルディスカッションや事例紹介等を通じて、教育活動の改善につながる学校評価・情報公開への課題や今後の方向性について考え、幅広く意見や提案等を収集する。

3.1.2 意見聴取の方法

意見聴取の場として、交流会を実施した。

▼テーマ 専修学校における学校評価・情報公開等の課題と今後の方向性

▼交流会の日程

会場	日時	場所
1. 東京会場	平成 24 年 3 月 15 日(木) 午後 1 時 30 分～4 時 00 分	主婦会館プラザエフ 東京都千代田区六番 15
2. 大阪会場	平成 24 年 3 月 16 日(金) 午後 1 時 30 分～4 時 00 分	大阪国際会議場(グランキューブ大阪) 大阪府大阪市北区中之島 5-3-51

▼交流会参加者の学校分野

(参加者数)

会場	学校の分野番号								他	合計
	1	2	3	4	5	6	7	8		
東京	14	3	31	10	3	7	3	10	12	93
大阪	10	0	47	4	1	0	8	8	1	79
合計	24	3	78	14	4	7	11	18	13	172

3.2 交流会の実施結果

3.2.1 調査結果の報告と意見交換

① 「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査」調査結果の報告

2012 年 2 月 27 日分までのデータをもとに調査結果を報告。

内容は、東京会場、大阪会場とも同様で、自己評価の実施・公表の法的根拠、本事業の概要説明、調査方法、調査項目等の説明（一部抜粋して）、調査結果の報告（一部抜粋して）。

3.2.2 パネルディスカッション

① 東京会場

・文部科学省の行政担当官から

専修学校教育の振興方策等に関する調査研究協力者会議の答申より、「私立学校のガバナンス改善に向けた評価と情報公開の取組を促進する」、「教育の質向上に向けた研究・研修等の活動を活性化するよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する」について実態とその必要性、方向性を説明した。

・先進事例として第三者評価を受けた体験を発表

2007 年度からの私立専門学校評価研究機構による第三者評価実施に向けたモデル評価実施校として 2006 年に対象となった学校の担当者が、自己評価報告書の作成、ヒアリング調査、訪問調査、評価の活用などの体験談を発表した。第三者評価が学生募集に有効であり、保護者に安心感を与える効果があることを述べた。

・私立専門学校等評価研究機構にて第三者評価の評価側からの実施体験を発表

私立専門学校等評価研究機構の評価担当部会にて、2 つの専門学校の評価体験と、自身が評価を受けたときの経験談を発表した。

「自己点検評価ブック」をもとに行うと比較的容易に学校評価できる、自己点検ができれば第三者評価は難しくないと体験談などから説明した。

・私立専門学校等評価研究機構設立の経緯・背景と今後について

私立専門学校等評価研究機構設立の経緯・背景と今後について述べる。

学校評価を繰り返し行うことを通して、専修学校教育の質を向上させ、国際的専門職業人育成につなげたい。

学校評価について東京都では補助制度があるので活用してほしい。

② 大阪会場

・文部科学省の行政担当官から

本事業は、平成 23 年 3 月の「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告」において、専修学校における教育の質向上のための方策について提言を受けて、現状把握のための調査であり、今後の施策に活かしていきたい。自己評価も 3 割が未実施で取組促進の必要を感じる。H24 年度には評価のあり方について検討に入るが、既存の高等課程の情報公開に関するガイドラインに加え、他の課程についても作成して示せればと思っている。

・先進事例として第三者評価を受けた体験を発表 (東京会場とほぼ同じ)

・独自に自己評価を実施し公開を予定している事例を発表

自己評価という意識ではなくとも従来から取組んできたことの中に、自己評価にあたるものもある。それらを中心に、自己評価を実施公開することになり、今年末公開を目指している。自己評価に続いて、学校独自に外部の評価者による「学校関係者評価」に近い形の評価も行うつもりである。

・私立専門学校等評価研究機構にて第三者評価の評価側からの実施体験を発表

私立専門学校等評価研究機構の評価担当部会にて、専門学校の評価体験を発表した。アンケート結果をみると評価が「役に立った」という回答が多く、自己評価は応募者拡大にもつながる。将来の学校の発展には必要と思う。



交流会風景（左：東京会場、右：大阪会場）

3.2.3 質疑から

・自己点検の実施推進のネックとなる学内コンセンサスの取り方は？

新しいことに積極的に取り組む気風が学内にあった。また、校長自ら興味を持って推進し、皆がついて行った。

個人的に標準化に興味があってやってみたかったこと、また、短大併設のため、そちらからの流れがあり、校長・理事長の理解があった。

当校では特別な組織はないが、評価機構で第三者評価を受けた学校には小規模校もあるので、やろうと思えばどこの学校でも第三者評価まで行けると思う。

第三者評価を受けて損をしたことは何もない。

トップダウンでなくとも、何のためかを考え、自分たちのために学校を良くしていくということを意識できれば現場からでも取り組めると思う。

・自己点検が未実施の理由として、様々な問題があげられている。やり方がわからないときは私立専門学校等評価研究機構に問い合わせるとよい。また、「自己点検ブック」なども活用ください。

・要員がないという問題については、研修会などあるので、参加を。

・時間がないという問題については、先行事例などを参考に。

・学校評価は義務化されているので、進めていただきたい。

・学校関係者評価は、関係団体との協力関係がないと難しいがその実施は？

看護関係では厚労省ガイドラインに沿ってやっていこうということになり、協会全体で努力している。

理美容関係ではまだまだ。教員の資質の向上の段階であるが、次は学校評価へ。

・東京都では、都の中に組織された「構想懇談会」の提言を受けて評価機構が設立された。当初は機構に都から運営費の補助が出、今はそれに代わって学校に自己評価 20 万円、第三者評価 60 万円の補助が出る。

・是非、事務局にいろいろなご意見をいただきたい。必要であれば行政に働きかけ、また、団体として対応でき

ればしますし、先行事例も提供します。

- 自己評価を出発点に、これを評価するのが第三者評価。自己点検ブックが一つのサンプルとして、参考になるのでは。
- 文科省の行政担当官から
個々に取り組むのは難しい面もあるかと思う。今後ガイドラインで示せばよいと思っている。
分野特性を考慮した評価について意見を聞ければありがたい。
- 分野別評価について
分野別は大変なのでは。
これまでやってきたのは機関評価。この先は分野別評価だが、これは1校単独ではできない。特定の分野での人材育成を図るには同分野他校との比較が必要ではないか。分野別評価は簡単ではない。
機関評価のガイドラインを示すにあたって分野特性にどう配慮するかという点はどうですか。
そういう意味なら、分野は関係ないのでは。機関評価はその前段階のものだから。
- 厚労省の指導がある厚労省関係の養成施設から発言ありませんか。
分野の特性を踏まえた評価を進める方がいいと思う。
- 厚労省、文科省（評価機構）別々にやるのではなく、リンクさせていけばいい。
- ISO29990 との関係はどうとらえればいいのか質問したい。
ISOは質評価団体が「非公式教育サービス」が評価の対象となり、専修学校も対象とされている。重複関係は文部科学省内でも議論している。
- 中学卒業者の学力疑問。こちらの評価は？
小学校、中学校等の各教育段階で評価取り組んでいる。学校関係者評価も重要。
- 第三者評価により内部の秘密が洩れることはないので安心してほしい。評価員は守秘を誓約し、資料も機構に返すし、個人情報等含む資料は要求しない。安心して評価の取り組みを進めてほしい。
- 同一分野の評価員は入らないなどの配慮もしている。
- 単位制、通信制に伴う質保証の必要性もあり、評価が重要度を増している。いい加減な運用に走ってしまわないように（1単位=15～45時間規定のいい加減な運用とか）。
- パネラーの方々から一言。
学校評価いいことがいっぱいなので、ぜひ取り組んで。
自己点検を行うと改善ができる
専門学校の実の保証と向上を、自己評価、第三者評価を通して専門学校の将来を一緒に考えませんか？
- 行政担当官からひとこと
それぞれの段階があると思う。それぞれの段階で取組を進めていただきたい。文科省もそれを踏まえて支援をしたい。



交流会風景（左：東京会場、右：大阪会場）

4 まとめと提言⁹

年度末の多忙な時期に、多岐に渡る質問にも関わらず、専修学校の60%近くが回答を寄せたこと、90%近くの都道府県が回答したこと、交流会に対して定員を上回る参加希望があったことなど、学校評価を中心とした専修学校の質向上に対する関心の高さをあらためて感じる事業となった。

1. 評価に対する専修学校の姿勢(カッコ内の数字はアンケート項目番号)

平成20年度から義務化された自己評価であるが、本調査の結果、3分の1強の学校が「実施していない」と回答した(0101)。また、その理由として、「要員が確保できない」「時間がない」など物理的制約を挙げたところが、「実施方法がわからない」という内容的制約を挙げたところを上回っていた(0112)。さらに、「必要性を感じない」と回答した学校は上記制約を挙げたところを下回っていた。これらをまとめると、「①必要性はわかっている」、「②実施方法もわからないではない」、しかし、「③要員や時間が足りない」ということになる。①は義務化の効果である。②はもう10年近くも様々な普及の取組みがあった効果と推察できる。それでもなお、③を理由にして実施しないというのは、やはり、学校評価の意義に対する理解度・認識度が低いことが理由であると考えられる。すなわち、意義について「即効性がある」、「学生募集に直接つながる」といった具体的な動機があれば、要員や時間がなくても実施しているであろうし、実施しない理由にこうしたことを挙げないのが普通だからである。このことから、当然の結論の一つとして、学校評価とそれに起因する質向上の意義を実感させる官民一体となった取組みの充実が、今後の具体的な方向性の大きな柱であるといえる。

2. 学校評価と質向上と情報公開

0101の質問から、自己評価を実施している学校は全体の62%に上るのに対し、その約4分の3がその結果を公表していないと回答した。また、「公表している」と回答した学校でも、その公表手段として、いつでもだれでも見ることができるWebサイトを回答した例は110校にとどまっている。本来、学校教育法施行規則では「自己評価を実施・公表」することを求めており、この法令の趣旨に則ったアクションをしている学校はみかけよりも少ないことになる。

そもそも、自己評価を行い、それを公表して衆知する仕組みの中で、学校と公衆の間の情報流通・交換が成立し、そのことがいい意味で、学校に様々な緊張感を与え、学校運営を改善させて、教育の質の向上につながるという「好循環」が学校評価の意義であることが十分理解されていない実態がわかる。

3. 学校評価の意義をどう定着させるか

交流会でも発言があったように「評価はいいものだ」「第三者評価を受けて悪いことは一つもなかった」… こういった事例を集めて継続的に紹介することも一つの考え方である。

これまで、このような取組みは全専各、専教振、評価機構といった専修学校側の団体が行ってきた。つまり、評価を受ける側を代表して、いい例を紹介し、「さあ、こういうメリットがあるからみんな評価をやりましょう！」と言ってきたわけである。これがもし今一つの説得力しか持たないのだとしたら、それは、ともすれば情報の提供側の論理からの話になりがちであることが理由であるといえないだろうか。今回の調査で一番印象的な結果は、都道府県が主体となって学校評価を推進する取組み事例が無く、補助制度としてインセンティブを与えるなどの取組が数校あるのみであったことである。都道府県は所轄庁として専修学校振興のため、学校評価活動を積極的に推し進め、評価の情報や学校が発信・公開した情報を積極的に活用して地域住民に還元する使命や機能を担うことが期待される。しかし、たとえば、「0401 専修学校の学校評価の推進に向けた方策について選んでください」の回答を見ると、「国によるガイドラインの策定」が圧倒的に指示されていた。これは裏返すと、都道府県は学校評価を推し進めるのは制度所管である国であって自分たち(都道府県)ではないという考え方が現状では強いということである。

学校教育、特に私立学校に対して、教育内容に必要以上に踏み込んだ指導が実質的にできないことは確かである。特に、制度的に自由度が高い専修学校にあっては、法令上の基準の範囲以外、自主的な取組みに委ねている。

しかしながら、学校評価が、学校教育に直接関係する地域住民の利益にとって必要なしくみであるとの視点に

⁹ なお、報告書のフル版では、この後 APPENDIX を設け、実際に送付した調査票等及び本調査に回答を寄せた専修学校、都道府県、関係団体等の一覧を掲載している。

立てば、学校評価の普及・啓発活動へのより積極的な都道府県の取組みが期待される。

このように見ていくと、学校評価をめぐる現状は、評価を進める側の学校には「先進的」な考え方をもった一部の学校の事例があって、その情報の共有を図るなどの動きがあるにもかかわらず、そういう情報を利用する側の都道府県、あるいは、一般市民(今回の調査対象になっていないが)の側に、制度所管である国との関係もあって動きにくい・動けない状況が垣間見られる。

学校評価の結果情報の利用者は最終的には国民・住民・学生・生徒である。その視点から、学校評価制度の衆知をはじめ、学校評価はいかにあるべきか、どういう教育活動情報が公開されるべきか、といった考え方・方針を十分な意見聴取や議論を経て行政側がまとめ、実効性のあるガイドラインを示し、専修学校を支援していく、こういった取組みがもっとなされるべきであることを提言として、本事業を結びたい。

平成 23 年度文部科学省
専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業

事業報告書

(ダイジェスト版)

発行日 平成 24 年 3 月
発行者 社団法人 東京都専修学校各種学校協会
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6F

■禁無断転載■